

○医学医療系利益相反委員会細則

〔平成23年10月26日〕
〔医学医療系部局細則第7号〕

医学医療系利益相反委員会細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学利益相反規則（平成17年法人規則第50号）を実施するため、医学医療系（以下「系」という。）に医学医療系利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置き、系の職員の産学官連携活動に伴い生じる利益相反問題に適切に対処するとともに、系及び系の職員の社会的信用及び名誉を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、系で行うヒトを対象とする研究及び委員会が利益相反の審査を行う必要があると定めた研究（以下「研究」という。）に係る次に掲げる業務を行う。

- (1) 利益相反に係る審査に関すること。
- (2) その他利益相反に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 系の教授 3人
 - (2) 利益相反に関する識見を有する学外の学識経験者 2人
- 2 第1項に規定する委員のほか、系長が必要と認める者若干人を委員に加えることができる。
 - 3 前2項の委員の指名又は委嘱は、系長が行う。
 - 4 委員は、別に定める利益相反自己申告書により、企業等との産学官連携活動等による経済的利害関係を系長に申告しなければならない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の委員は、再任されることができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第3条第1項第2号に規定する委員が少なくとも1人以上出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員(第9条第2項に規定する委員を除く。)の3分の2以上の賛意をもって決するものとする。

(審査対象)

第7条 審査の対象は、系の教授、准教授、講師及び助教(次項において「教員」という。)が系又は関連施設等で行う研究とする。

2 前項に定める者のほか、次の各号に掲げる者の研究を審査することができる。ただし、教員以外の者にあつては、教員の指導の下で行う研究に限る。

- (1) 系の研究員
- (2) 医学系技術室の技術職員
- (3) その他特に審査を希望する者

(審査手続)

第8条 研究を実施しようとする者(以下「申告者」という。)が、研究を実施する場合は、事前に別に定める利益相反自己申告書により、当該研究に係る企業等との産学官連携活動等による経済的利害関係を系長に申告するものとする。

2 系長は、前項の申告があつた場合は、委員会にその審査を依頼するものとする。

(審査の判定)

第9条 委員会は、申告者の利益相反自己申告書に基づき、研究の承認又は次の各号に掲げる措置の勧告を系長に報告するものとする。

- (1) 兼業先企業等の役員の辞任
- (2) 未公開株式の譲渡
- (3) その他必要な措置

2 委員が申告者である場合又は委員が申告者の自己申告した企業等と経済的利害関係にある場合は、判定に加わることができない。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 審査経過及び審査結果は、記録として保存する。

(審査結果)

第10条 系長は、前条第1項の委員会の報告に基づき、研究の承認又は措置の勧告を決定し、速やかに申告者に通知しなければならない。

2 前項の通知に当たっては、審査の判定が前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、理由等を付さなければならない。

(異議申立)

第11条 申告者は、審査結果に不服があるときは、勧告を受けた日から起算して30日以内に系長に対し、異議申立てをすることができる。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、医学系支援室が行う。

(その他)

第13条 この部局細則に定めるもののほか、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この部局細則は、平成23年10月26日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 この部局細則の施行の前に国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科利益相反委員会細則（平成21年人間総合科学研究科部局細則第2号）の承認を受けた研究で、現に実施されている研究計画については、この部局細則第10条第1項の規定により承認されたものとみなす。